

令和3年第1回東広島市議会定例会

議

案

その3

令和3年3月

目 次

同意案第 7 2 号	副市長の選任の同意について……………	1
同意案第 7 3 号	教育委員会教育長の任命の同意について……………	3
議案第 7 4 号	請負契約の変更について……………	5

同意案第72号

副市長の選任の同意について

東広島市副市長に次の者を選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和3年3月18日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 前 延 国 治

(提案理由)

東広島市副市長松尾祐介が令和3年3月31日をもって退職するため、その後任の副市長の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

同意案第73号

教育委員会教育長の任命の同意について

東広島市教育委員会教育長に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年3月18日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 津 森 毅

(提案理由)

東広島市教育委員会教育長津森毅の任期が令和3年3月31日をもって満了するため、その後任の教育長の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

議案第74号

請負契約の変更について

令和元年11月28日に締結した令和元年度農業用施設災害復旧事業志和地区災害復旧工事（1-5）その2の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月18日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和元年度農業用施設災害復旧事業志和地区災害復旧工事（1-5）その2

2 契約の方法

随意契約

3 契約金額

1億9,383万8,700円

（変更前 1億4,721万6,300円）

4 契約の相手方

東広島市志和町七条椀坂1789番地の2

株式会社光

代表取締役 木 平 順 也

(提案理由)

令和元年度農業用施設災害復旧事業志和地区災害復旧工事（1－5）その2の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要が生じ、その変更後の請負契約金額が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。